

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月26日改定）

掲載日 2026年1月26日

■通常貯金規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>14 全部払戻し等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の場合において、払い渡されていない貯金又は利子があるときは、その金額を記載した払戻証書<u>を当行所定の方法により発行しこれを請求人に交付します。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>14 全部払戻し等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の場合において、払い渡されていない貯金又は利子があるときは、その金額を記載した払戻証書<u>の交付又は当行所定の方法の中から全部払戻しの請求をした者が指定する方法により払い渡します。</u></p> <p>(3)～(7) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月26日</u>から実施します。</p>

■通常貯蓄貯金規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>13 全部払戻し等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の場合において、払い渡されていない貯金又は利子があるときは、その金額を記載した払戻証書<u>を当行所定の方法により発行しこれを請求人に交付します。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>13 全部払戻し等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の場合において、払い渡されていない貯金又は利子があるときは、その金額を記載した払戻証書<u>の交付又は当行所定の方法の中から全部払戻しの請求をした者が指定する方法により払い渡します。</u></p> <p>(3)～(7) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月26日</u>から実施します。</p>

■無通帳型総合口座特約（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>4 預入、払戻し等の取扱い</p> <p>(1) 本支店等においてこの口座の通常貯金の預入、払戻しその他の通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、この口座のキャッシュカードを提出してください。この場合には、預金者本人を確認できる当行所定の証明資料の提示等の当行所定の手続により取り扱うものとします。なお、この口座の通常貯金の全部払戻しの請求による払戻しは、キャッシュカード規定第3条（暗証払）に規定する暗証払による場合を除き、<u>払戻証書を当行所定の方法により発行し、これを請求人に交付して行います。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 預入、払戻し等の取扱い</p> <p>(1) 本支店等においてこの口座の通常貯金の預入、払戻しその他の通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、この口座のキャッシュカードを提出してください。この場合には、預金者本人を確認できる当行所定の証明資料の提示等の当行所定の手続により取り扱うものとします。なお、この口座の通常貯金の全部払戻しの請求による払戻しは、キャッシュカード規定第3条（暗証払）に規定する暗証払による場合を除き、<u>当行所定の方法により発行する払戻証書の交付又は当行所定の方法の中から全部払戻しの請求をした者が指定する方法により払い渡します。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月26日</u>から実施します。</p>

■暗証取扱規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>7 利用の廃止等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) このサービスに係る定額貯金について定額貯金規定第10条（貯金の払戻し等）第4項により払戻金の全部を払戻証書により受けようとするとき又はこのサービスに係る定期貯金について定期貯金規定第15条（貯金の払戻し等）第4項により払戻金の全部を払戻証書により受けようとするときは、前項の届出をしてください。</p>	<p>7 利用の廃止等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) このサービスに係る定額貯金について定額貯金規定第10条（貯金の払戻し等）第4項により払戻金の全部を払戻証書により受けようとするとき<u>若しくは</u>このサービスに係る定期貯金について定期貯金規定第15条（貯金の払戻し等）第4項により払戻金の全部を払戻証書により受けようとするととき又は当行所定の方法の中から全部払戻しの請求をした者が指定する方法による払渡しを受けようとするときは、前項の届出をして</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月26日改定）

現 行	改定後
(3)～(6)（略）	ください。 (3)～(6)（同左）
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2025年9月1日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改定規定は、 <u>2026年1月26日</u> から実施します。

■振込規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 適用範囲</p> <p>振込依頼書、当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）又は当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第3項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。</p>	<p>1 適用範囲</p> <p>振込依頼書、当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）又は当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（<u>振込依頼書による当行所定の相続による払戻金又は全部払戻しの請求による払戻金から当行所定の振込料金を控除して振込資金とする他の金融機関の国内本支店にある受取人の預貯金口座あての振込</u>（以下これらをあわせて「相続等に係る振込」といいます。）を含み、国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第3項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。</p>
<p>2 振込依頼書又はタブレット端末による振込の取扱店の範囲</p> <p>振込依頼書による振込は、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。また、タブレット端末による振込は、当行の本支店又は出張所において取り扱います。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>2 振込依頼書又はタブレット端末による振込の取扱店の範囲</p> <p><u>(1)</u> 振込依頼書による振込は、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。また、タブレット端末による振込は、当行の本支店又は出張所において取り扱います。</p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、当行所定の相続による払戻金から当行所定の振込料金を控除して振込資金とする他の金融機関の国内本支店にある受取人の預貯金口座あての振込は、振込依頼書を本支店等又は当行所定の事務センターに提出することにより取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。</u></p>
<p>3 振込の依頼</p> <p>(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取り扱います。</p> <p>①（略）</p> <p>② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関及び店舗名、預金種目及び口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名その他必要事項を正確に記入してください。</p> <p>③（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(5) 振込の依頼に当たっては、振込資金及び当行所定の振込料金（以下<u>この項、次条及び第9条第1項において「振込資金等」といいます。</u>）を支払ってください。その支払方法は、振替口座から振込資金等に相当する額の預り金を払い出す方法によるものとします。この場合の振替口座からの預り金の払出しについては、振替規定第3条（電信振替）の規定を準用します。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>3 振込の依頼</p> <p>(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取り扱います。</p> <p>①（同左）</p> <p>② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関及び店舗名、預金種目及び口座番号、受取人名、振込金額（<u>相続等に係る振込は除きます。</u>）、依頼人名その他必要事項を正確に記入してください。</p> <p>③（同左）</p> <p>(2)～(4)（同左）</p> <p>(5) 振込の依頼に当たっては、振込資金及び当行所定の振込料金（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。その支払方法は、振替口座から振込資金等に相当する額の預り金を払い出す方法によるものとします。この場合の振替口座からの預り金の払出しについては、振替規定第3条（電信振替）の規定を準用します。</p> <p><u>(6) 前項にかかわらず、相続等に係る振込の依頼に当たっては、当該振込に係る払戻金から当行所定の振込料金を控除するものとします。ただし、当行所定の相続による払戻金又は全部払戻しの請求による払戻金が当行所定の振込料金以下の場合、相続等に係る振込は成立せず、当該払戻金額を記載した払出証書又は払戻証書を当行所定の方法により発行しこれを依頼人に交付します。</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月26日改定）

現 行	改定後
<p>6 取引内容の照会等</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p> </p> <p>(2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当行等からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合又は不適切な回答があった場合には、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>(3) 振込金を入金すべき預貯金口座がない等の事由により振込資金が返却された場合には、返却された振込資金は、振込資金を払い出した振替口座に戻し入れます。</p> <p> </p> <p>(4) 第1項の請求については、提示された依頼書控等について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうえは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p>	<p>6 取引内容の照会等</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、相続等に係る振込において、受取人の預貯金口座に振込金の入金が行われていない場合には、速やかに本支店等又は当行所定の事務センターに照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会すること等による調査をし、その結果を当行所定の方法により報告します。</u></p> <p><u>(3) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当行等からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合又は不適切な回答があった場合には、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p> <p><u>(4) 振込金を入金すべき預貯金口座がない等の事由により振込資金が返却された場合には、返却された振込資金は、振込資金を払い出した振替口座に戻し入れます。<u>ただし、相続等に係る振込の場合は、返却された振込資金額を記載した払出証書を当行所定の方法により発行しこれを依頼人に交付します。</u></u></p> <p><u>(5) 第1項及び第2項の請求については、提示された依頼書控等について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうえは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p>
<p>7 依頼内容の変更</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更しようとするときは、次により取り扱います。ただし、振込先の金融機関若しくは店舗名又は振込金額を変更する場合には、次条第1項に規定する組戻しの手続により取り扱います。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p> </p> <p>③ 当行は、①<u>又は</u>②の当行所定の書類に記入された内容に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>7 依頼内容の変更</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更しようとするときは、次により取り扱います。ただし、振込先の金融機関若しくは店舗名又は振込金額を変更する場合には、次条第1項に規定する組戻しの手続により取り扱います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p><u>③ 前2号にかかわらず、相続等に係る振込の場合、本支店等に申出の上、返却された振込依頼書を当行所定の方法により訂正の上、本支店等に提出することができます。</u></p> <p><u>④ 当行は、①から③の当行所定の書類に記入された内容に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</u></p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2025年7月8日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月26日</u>から実施します。</p>

以 上